

心

こころ

得

え

北海道釧路鶴野支援学校高等部

令和6年度入学生用

目 次

1	^{とう げ こう} 登下校について	1
2	バスやJRについて	2
3	^{ば す てい} バス停、 ^{まち あい しつ} JRの待合室での ^{ま かた} 待ち方について	2
4	^み 身だしなみについて	3
4-1	^{く つ し た} 靴下について(^{せい そう じ い が い} 正装時以外)	5
4-2	^{とう は つ} 頭髪や ^{ひげ} 髭などの ^{て い} 手入れについて	6
4-3	アクセサリーなどについて	6
4-4	^{な つ ふ く} 夏服について	7
4-5	^み 身だしなみ ^{てん けん} 点検について	8
5	^{も もの} 持ち物について	8
6	^{ぶ か つ どう} 部活動に入 ^{に ゆ う ぶ} 部している ^{せい と} 生徒について	9
7	^{けい たい でん わ} 携帯電話について	10
8	^{が つ こう せい か つ} 学校生活について	11

9	アルバイトについて	12
10	アルバイト許可基準 <small>きよ か きじゆん</small> について	13
11	休業日 <small>きゆうぎよう び</small> などの過ごし方 <small>す かた</small> について	14
12	他校 <small>た こう</small> の学校祭見学 <small>がっこうさいけんがく</small> について	16
13	保健室 <small>ほ けんしつ</small> の利用 <small>り よう</small> について	17
14	体育館 <small>たいいくかん</small> の使用 <small>し よう</small> について	17
15	特別教室 <small>とく べつきょうしつ</small> の使用 <small>し よう</small> について	18
16	自転車 <small>じてんしゃ</small> の使用 <small>し よう</small> について	19
17	自動車運転免許取得 <small>じ どうしゃ うんてんめんきょしゆ とく</small> について	19
18	自動車運転免許取得 <small>じ どうしゃ うんてんめんきょしゆ とく</small> の許可 <small>きよ か</small> の条件 <small>じょうけん</small> について	20

1 登下校について

(1) 登校時間は8時15分からとする。

(2) 8時45分までに教室に入ること。

(3) 8時45分を過ぎた場合は職員玄関から入り、職員室で登校したことを報

告してから教室に行くこと。

(4) 歩きながら、読書や携帯電話の使用はしないこと。

(5) 大事な用事がない場合は、スクール便又は速やかに乗車できる時間の路

線バスやJRに乗車して下校すること。

(6) 家族のお迎えやバス、JR乗車のために学校で待機する場合は、1階交流

ラウンジで待つことを基本とする。

(7) どこかに寄ってから帰宅する場合は、必ず保護者に連絡をして許可を得

ること。

2 バスやJRについて

- (1) 車内の通路はふさがないように気を付けること。
- (2) バスが混んでいる時は椅子に荷物などを置いて占有しないこと。
- (3) 携帯電話の音漏れには気を付けること。
- (4) バスやJR内での写真撮影はしないこと。
- (5) 大きな声で話すなど、周りの人の迷惑にならないようにすること。

3 バス停、JRの待合室での待ち方について

- (1) 道をふさがないこと。
- (2) 他の人の迷惑にならないようにすること。

4 ^み身だしなみについて

(1) ^{ほんこう}本校指定の^{せいふく}制服を着用^{ちやくよう}する。

^{ほんこう}本校指定の^{せいふく}制服

ブレザー、ズボン、スカート、ネクタイ、リボン、ベスト

(2) ^{とき}時、^{ばめん}場面、^{もくてき}目的に^{おう}応じた^{ふくそう}服装で^{ととの}整える。

^{せいそう}正装時の^{ふくそう}服装

- ・ブレザー、ワイシャツ^{また}又はブラウス^{しろむじ}(白無地)
- ・ワイシャツ(ブラウス)の下は、色^{した}の透け^{いろ}ない肌着^す(インナー)^{はだぎ}とする。

^{ばあい}ズボンの場合

ベルト、ネクタイ^{また}又はリボン、靴下^{くつした}(椅子^{いす}に座^{すわ}った時^{とき}に肌^{はだ}が見^みえない長^{なが}さ、黒^{くろまた}又は紺^{こん}、無地^{むじまた}又はワンポイント)

^{ばあい}スカートの場合

リボン、靴下^{くつした}(黒^{くろまた}又は紺^{こん}、無地^{むじまた}又はワンポイントのハイソックス)

(3) ^{とうげ}登下校時、^{じゅぎょうちゆう}授業中は^{げんそくせいふく}原則制服を着用^{ちやくよう}すること。

(4) ^{すそ}ワイシャツの裾はズボンやスカートにしまうこと。

(5) ^{した}ワイシャツの下^{むじまた}のシャツは、無地又はワンポイントとし、^{おお}大きな^じ字、^え絵、^{がら}柄が^す透けないもの^ににすること。

(6) ワイシャツはボタンを全て留め、ネクタイ、リボン^{ただ}を正しく付けること。

(7) ズボン^さを下げて履^はかないこと。

(8) スカートの長さ^{なが}は、膝^{ひざ}にかかる程度^{ていど}にすること。

(9) スカートを着用^{ちやくよう}する場合は、リボン^{ばあい}を付けること。

(10) 制服^{せいふく}の内側^{うちがわ}にカーディガン、セーター、学校指定^{がっこうしてい}のベスト^きを着てもよい。
カーディガンやセーターの色^{いろ}は、黒^{くろ}、紺^{こん}、グレー、ベージュ、白^{しろ}で、無地^{むじまた}又はワンポイントのものにすること。

(11) 制服^{せいふく}の中^{なか}にフード付き^つの服^{ふく}は着^きないこと。

(12) 教室^{きょうしつ}内等^{ないとう}が暑^{あつ}かったり、寒^{さむ}かったりする場合は担任^{ばあい}や教科担当^{たんにん}の先生^{きょうかたんとう}に先生^{せんせい}に相談^{そうだん}すること。

(13) 行事^{ぎょうじ}などの服装^{ふくそう}については担任^{たんにん}の指導^{しどう}に^{したが}従^{したが}うこと。

4-1 靴下について(正装時以外)

- (1) 靴下は、黒、紺、白、グレーの無地又はワンポイントとし、長さは自由とする。
- (2) 寒い場合は靴下の下にベージュのストッキングを着用してもよい。
- (3) 寒い場合は無地の黒色のタイツを着用してもよい。
- (4) 登下校中のみ防寒のために黒色のタイツの上に靴下を着用してもよい。
- (5) 運動をするとき、タイツの着用は禁止とする。

4-2 頭髪や髭などの手入れについて

- (1) 頭髪や髭、爪などについては、清楚感、清潔感を保つためにいつでも整える。
- (2) 髪が長い場合は、学習の邪魔にならないように必要に応じてピンやゴムで整えること。
- (3) パーマ、脱色、着色は禁止とする。

4-3 アクセサリーなどについて

- (1)ネクタイピン、ベルトは華^か美^びでないものにする^{こと}。
- (2)ピアスや指^{ゆび}輪^わ、ブレスレット、ネックレスなどの装^{そう}飾^{しょく}品^{ひん}は禁^{きん}止^しとし、校^{こう}内^{ない}に持^もち込^こまない^{こと}とする。
- (3)化^け粧^{しょう}(ネイル、色^{いろ}つきリップなど含^{ふく}む)は禁^{きん}止^しとする。
- (4)香^{こう}水^{すい}、においのきついものは禁^{きん}止^しとする。
- (5)制^{せい}汗^い剤^{ざい}は使^し用^{よう}してもよい。た^ただ^だし、においが強^{つよ}いものなど周^{しゅう}囲^いを不^ふ快^{かい}にさせるものは使^{つか}わない。
- (6)ピンやゴムなどの髪^{かみ}留^どめは、華^か美^びなものや飾^{かざ}りがついているものは禁^{きん}止^しとする。

4-4 夏^{なつ}服^{ふく}について(北^{ほっ}海^{かい}道^{どう}のクールビズ期^き間^{かん}に準^{じゆん}ずる)

- (1)白^{しろ}のポロシャツを着^きてもよい。ポロシャツの場^{ばあい}合^いは、裾^{すそ}を入^いれなくても良^よい。上^{うえ}にブレザーを着^きる場^{ばあい}合^いは裾^{すそ}を入^いれる。
- (2)ワイシャツの場^{ばあい}合^いはネクタイ、リボンのははずしてよいが、シャツの裾^{すそ}をしま^すう^{こと}。

(3) ポロシャツ・ワイシャツ(ネクタイ、リボンを外した時)の一番上のボタンを外してよい。

(4) ポロシャツ・ワイシャツの上に学校指定のベストを着てもよいこととする。

4-5 身だしなみ点検について

(1) ビジネスマナーとしての身だしなみを整える意識を保つために、儀式的行事日や衣替えの開始時に、身だしなみ点検を行う。

(2) 身だしなみは、登校時、所定の場所で指導部の先生が確認する。

(3) 身だしなみが整ってない場合は、教室などの学習場所への入室を認めないことがある。

5 持ち物について

(1) 身分証明書は常に持ち歩くこと。

(2) 必要のないお金は持ってこないこと。

(3) 貴重品は教室の自分のロッカーに鍵を掛けてしまうこと。

(4) ロッカーの鍵については原則担任の先生に預けて保管してもらうこと。

(5) 飲食物の持ち込みは原則禁止とする。ただし、水分補給のための水・お茶は持ってきてもよいこととする。

(6) 学習に必要なものを持ってこないこと。

(7) ライターなどの火器、ハサミやカッターなどの刃物類の持ち込みは厳禁とする。

※火器や刃物類の持ち込みが確認された場合は指導の対象となる場合があります。

6 部活動に入部している生徒について

(1) パンやおにぎり、水、お茶、スポーツドリンクを持ってきてもよい。

(2) 食事の場所は教室とする。

(3) 飲み物は体育館で飲んでもよい。

※守れない生徒がいる場合は、持ち込みや部活動の参加について検討する。

7 携帯電話について

- (1) 携帯電話の持ち込みは許可制とする。(毎年更新)
- (2) 登校後は電源を切って、教室のロッカーにしまうこと。
- (3) 下校時刻になるまで使用を禁止とする。
- (4) 生徒玄関、交流ラウンジ、バス待合教室では使用してもよい。
- (5) 校内の決められた場所以外での使用は教師の許可を得ること。
- (6) 歩きながら携帯電話を使用しないこと。
- (7) 他の生徒の情報(電話番号や写真など)を、本人の許可なく第三者に教えないこと。
- (8) 個人の情報の交換は保護者の許可を得てからすること。
- (9) 学校内を含む公共の場では音漏れしないように注意すること。
- (10) 学校内において、携帯電話での写真及び動画の撮影、録音は厳禁とする。

がっ こう せい かつ 8 学校生活について

- (1) 遅刻や早退、欠席をするときは必ず学校に連絡をすること。
- (2) 授業の開始時刻に遅れないこと。
- (3) 丁寧な言葉遣いを心掛けること。
- (4) 学校のものは大切にすること。紛失や破損した場合は弁償することもある。
- (5) 優しい言葉遣いをすること。
- (6) 身体接触を避けること。
- (7) 生徒同士はけんかをせず、仲良く過ごすことを心掛けること。
- (8) 校内の移動については、立ち番の先生が立っている時間及び下校・部活動へ移動する時間は、生徒だけの移動を可能とする。生徒だけで移動する時は、行き先を先生に伝え、寄り道をしない。
- (9) 昼休みの 13:00～13:15 は、学年や学科に関係なく交流することができる。交流できる場所は、既存棟3階ホール、既存棟4階多目的教室、増築棟2階多目的室、増築棟3階多目的室とする。学級には、静かに過ごしたい生徒もいるため、教室での交流はしないこととする。

9 アルバイトについて

(1) アルバイトをする場合は学校の許可を得ること。許可までの流れは次のとおりである。

ア アルバイトを希望する場合は、担任に相談する。

イ 「希望届」を記入、提出する。

ウ 「希望届」が受理された場合は「面接許可証」が交付される。

エ 面接を受ける

オ 面接に合格し、業務内容が適切であると学校が判断した場合、「アルバイト許可証」が交付される。

10 アルバイトの許可基準について

(1) 1学年の冬休みから許可をする。

(2) 長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)のみ可とする。

(3) 学校や家庭での生活態度が良好で、問題と思われる行動や態度がないこと。

(4) 教務規定第4章第7条に準ずる。出席すべき授業日数と各教科の出席
時数が50%以上であること。

(5) 学校行事を優先すること。

(6) 高校生の労働条件に反していないこととする。

(7) 高校生の就業先としてふさわしくない場所は不可とする。

ア 危険を伴う場所

イ トラックの上乗り、長距離輸送、自動二輪車利用など車を使う業務

ウ 18歳未満出入り禁止の場所

エ 酒類の販売・提供を主とする接客業務及びこれに類する職種

オ 宿泊を伴う職種など

(8) 事故が発生した場合は保護者と雇用主間で解決する。

11 休業日などの過ごし方

(1) 帰宅時間は21時までとする。ただし、お祭り、お盆に限り22時までとする。(保護者が同伴する場合はこの限りではない)

(2) 18歳未満出入り禁止の遊技場への出入りは厳禁とする。

ア パチンコ店

イ 競馬場、場外馬券場

ウ 麻雀荘

エ その他、高校生が出入りすることがふさわしくない場所

(3) キャンプ、遊泳、クラス会、登山及び宿泊を伴うサイクリングなどについては次のとおりとする。

ア 保護者・教職員又はこれに代わる成人で、責任を負える者が引率のもとに、学校に届けて実施することとする。
(一般的な家族での取り組みはこの限りではない。)

イ キャンプを行う場所については公共指定のキャンプ場とする。

ウ 遊泳する場所についてはプール及び各市町村指定の遊泳場所を利
用することとする。

か せん ぬま みずうみ ゆうえいばしょ してい かいがん ゆうえい げんきん
(河川や沼、湖、遊泳場所に指定されていない海岸での遊泳は厳禁とする。)

エ クラス会(中学時代のクラス会を含む)を実施する場合は、責任教諭
れっせき じょうけん き たく じ かん じ
列席を条件とする。なお、帰宅時間は21時までとする。

12 他校の学校祭見学について

(1) 他校の学校祭の見学は公開日のみとする。

(2) 見学に際しては制服を着用し、上靴・靴袋を持参し、身分証明書を携行すること。

(3) バイクや乗用車での乗り入れは禁止する。

(4) 出身中学校の学校祭見学においても、上記事項を遵守すること。

13 保健室の利用について

(1) 保健室はけがや体調不良の応急処置や一時的な静養のために利用すること。

(2) 健康相談、悩みごと、困ったことがあるときは授業時間以外に相談すること。

(3) 保健室に養護教諭が不在の場合は、2階職員室に行くこと。

(4) 保健室に一人で出入りしないこと。

(5) 保健室に行く場合は、担任又は授業の先生に報告してから行くこと。また、授業に戻る際には授業の先生に報告して、授業に参加する。

14 体育館の使用について

(1) 昼休みなどの休憩時間を使って体育館を使用する場合は担任教師などに許可をもらってから使用すること。

(2) 必ず一人以上の教師に同席してもらうこと。

(3) 体育館で使用できる道具は、屋内競技に関わるものとする。

(4) 野球ボールやバット(軟式用、硬式用)、自転車の使用を禁止とする。

(5) 使用した道具は必ず元の場所に戻す。

(6) 施設・道具の破損や紛失があった場合は速やかに担任等の教師に連絡すること。

(7) 服装や持ち込んでよいものは本心得に準じて使用すること。

- (8) 体育館では、ピアノの使用を禁止とする。ピアノの練習をしたい時は、音楽室を使用すること。

15 特別教室の使用について

- (1) 特別教室とは、ホームルーム教室以外の授業で使用する教室のことである。
- (2) 昼休みに使用する場合は、使用目的を伝え、許可を得ること。
ただし、必ず教師が同行すること。

16 自転車の使用について

- (1) 自転車での通学は安全上の理由で禁止とする。
- (2) 自転車を使用する際は、道路交通法を遵守し、交通マナーを守って、安全に使用すること。
- (3) 自転車の使用は4月上旬から11月下旬までを目安とする。
(積雪や路面の凍結があった場合は、時期を問わず、使用をしないこと。)

17 自動車運転免許取得について

- (1) 原動機付き自転車・自動二輪車・普通自動車の運転免許の取得は禁止とする。ただし、3学年に在籍で就職等に関わる理由で卒業後に運転免許証が必要な場合は、担任を通して「運転免許証取得許可願」を提出し、運転免許取得説明会に参加してから校長の許可を得ること。
(※許可の条件については第18条を参照)

- (2) 自動車学校への通学開始時期は、11月1日からとする。

- (3) 免許の使用(実際に自動車を運転すること)は、3月31日までは原則認めない。
(卒業式後、3月31日前に就職先から運転を求められた場合は担任に申し出ること)

18 自動車運転免許取得の許可の条件について

- (1) 次の条件を全て満たすこと。

ア 進路先から自動車運転免許の取得を勧められた場合、または卒業後の生活で自動車運転免許が必要となる場合。

イ 就職の内定が出ている。(口頭内諾も可)

ウ がっこうしよ ひ すべ おさ 学校諸費を全て納めている。

エ うんてんめんきよしゆ とくせつめいかい さん か 運転免許取得説明会に参加している。

オ きょうむ き ていだい しょうだい じょう じゆん しゆっせき じゆぎょうにつすう かくきょう か 教務規定第4章第7条に準じて、出席すべき授業日数と各教科の
しゆっせき じ すう い じょう 出席時数が50%以上である。

令和8年3月 一部改訂